

○錦江町福祉タクシー利用助成事業実施要綱
平成26年2月13日告示第4号
改正

平成27年3月2日告示第2号
平成28年3月28日告示第18号

錦江町福祉タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）が、病院や買物等に福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定業者 町長が指定した別表に掲げるタクシー業者をいう。
- (2) 福祉タクシー 指定業者に所属するタクシーをいう。

(対象者)

第3条 この要綱により、助成を受けることのできる高齢者等は、本町に住所を有し、かつ、在宅で生活している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満75歳以上で運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。）を所持していない者（次号及び第3号に該当する者を除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、**身体障害者手帳の交付を受けた者**で、その障害の程度が1級のもの。ただし、視覚・下肢・体幹機能障害については2級以上のもの
- (3) 都道府県知事等から交付された療育手帳の総合判定がA1又はA2の者
- (4) 精神障害者保健福祉法第45条に基づく、**障害者保健福祉手帳**の障害等級が1級の者
- (5) 前各号に該当しない者で、運転免許証を自主返納（法第104条の4第1項に規定する全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。）し、申請による運転免許の取消通知書又は法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書（以下「運転経歴証明書」という。）の交付を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成しない。

- (1) 障害者のために使用するものとして地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、自動車税又は軽自動車税の減免を受けた者（**生計同一者**（身体障害者等と日常生活を共通している同居の親族をいう。）又は常時介護者（身体障害者等が所有する自動車を専ら当該身体障害者等の通勤・通学等のために、継続して（1年以上）日常的に運転する者を含む。）
- (2) 納付すべき町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所運営費費用徴収金、学校給食費、住宅使用料、水道使用料、農業集落排水使用料、町畜産振興資金貸付金及び町奨学資金貸付金をいう。）の過年度分を滞納している者
- (3) 錦江町重度身体障害者タクシー利用助成事業実施要綱（平成25年告示第17号）により対象となった重度身体障害者タクシー利用者
- (4) 介護保険適用のタクシー利用者

(助成の内容)

第4条 助成の対象は、高齢者等が乗車し、又は高齢者等とその高齢者等を介護する者が同乗し、福祉タクシーを利用して移動する場合に要する当該福祉タクシーの運賃で、1回の利用に係るタクシー料金のうち、500円を助成する。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第5項に規定する営業を行う施設へ移動するときは、助成しない。

- 2 前項に規定する利用は、高齢者等の対象者1人につき1年間24回を限度とする。
- 3 第1項に規定する助成金は、町長が指定業者に対し直接支払うものとする。

(利用の申請等)

第5条 福祉タクシーを利用しようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書（別記第1号様式以下「申請書」という。）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、第3条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、錦江町福祉タクシー利用券（別記第2号様式。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

(利用の方法)

第6条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、福祉タクシーを利用する場合、降車の際に利用券1枚を渡し、利用料金から第4条第1項に規定する助成金を控除して得た額を支払うものとする。ただし、身体障害者においては、身体障害者手帳を提示したうえで、利用券1枚を渡し、利用料金から第4条第1項に規定する助成金を控除して得た額を支払うものとする。

(助成金の請求)

第7条 指定業者は、助成金を請求しようとするときは、毎月10日までに前月分を錦江町福祉タクシー助成金請求書（別記第3号様式）に利用券を添えて町長に提出しなければならない。

(対象者資格喪失の届出)

第8条 利用者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は死亡したときは、錦江町福祉タクシー対象者資格喪失届（別記第4号様式）に未使用の利用券を添えて町長に提出しなければならない。

(不正使用の禁止)

第9条 利用者は、利用券を他に譲渡し、又は有効期限後に使用する等不正な使用をしてはならない。（不正利用券等の返還又は指定取り消し）

第10条 町長は、利用者がこの要綱に違反し、又は不正な行為をした場合、未使用の利用券並びに当該助成した額の全部又は一部の返還を返還通知（別記第5号様式）で命ずる。

2 町長は、指定業者が助成金の請求等において、不正な行為があった場合、利用券の請求額の返還及び指定取消し（別記第6号様式）により、利用券の請求に要した額の全部又は一部の返還を命ずるとともに、指定業者の取消しを行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日告示第2号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第18号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。